

弁理士法

1961.12.23	法律	第 864 号		2008.02.29	法律	第 8852 号
1973.02.08	法律	第 2510 号		2008.03.21	法律	第 8936 号
1976.12.31	法律	第 2957 号		2008.12.26	法律	第 9224 号
1993.03.06	法律	第 4541 号	一部改正	2011.05.24	法律	第 10706 号
1997.12.13	法律	第 5454 号	他法改正	2013.03.23	法律	第 11690 号
1999.02.08	法律	第 5826 号	一部改正	2013.07.30	法律	第 11962 号
2000.01.28	法律	第 6225 号	一部改正	2016.01.27	法律	第 13843 号
2002.12.05	法律	第 6753 号	一部改正	2017.03.21	法律	第 14688 号
2004.12.31	法律	第 7289 号	他法改正	2017.10.31	法律	第 15022 号
2005.03.31	法律	第 7428 号	一部改正	2017.11.28	法律	第 15092 号
2006.03.03	法律	第 7870 号	一部改正	2020.12.22	法律	第 17726 号
2007.05.17	法律	第 8457 号				

第 1 条(目的) この法は、弁理士制度を確立して発明家の権益を保護し産業財産権制度及び産業の発展に貢献することを目的とする。

第 1 条の 2 削除

第 2 条(業務) 弁理士は、特許庁又は法院に対して特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を遂行することを業とする。

第 3 条(資格) 次の各号のいずれか一つに該当する者で大統領令で定める実務修習を終えた者は、弁理士の資格がある。

1. 弁理士試験に合格した人
2. 「弁護士法」による弁護士資格を持つ者

第 4 条(欠格事由) 次の各号のいずれか一つに該当する人は、弁理士になることができない。

1. 禁固以上の実刑の宣告を受けその執行が終わり(執行が終わったものとみなす場合を含む)、又は執行が免除された日から 3 年を経たっていない人
2. 禁錮以上の刑の執行猶予の宣告を受けその猶予期間中にある人
3. 未成年者、被限定後見人又は被成年後見人
4. 破産宣告を受けて復権していない人
5. 次の各目のいずれか一つに該当する人
 - イ. 弾劾又は懲戒処分によって罷免又は解任された者

- ロ. 降格または停職処分を受けた後 2 年が経過しない者
- ハ. この法による懲戒処分により登録取消しされた後 2 年経っていない人
- ニ. 「弁護士法」によって除名された後 2 年経っていない人

第 4 条の 2(弁理士試験) ①弁理士試験は、特許庁長が実施する。

②弁理士試験は、第 1 次試験と第 2 次試験に区分して実施する。

③弁理士試験の最終合格発表日を基準として第 4 条の欠格事由に該当する者(第 4 条第 3 号中未成年者は除外する)は弁理士試験に受験する資格がない。

④弁理士試験に受験しようとする者は実費の範囲で大統領令で定める手数料を支払わなければならない。この場合、手数料の納付及び返還に必要な事項は大統領令で定める。

⑤弁理士試験の科目とその他試験に関する事項は、大統領令で定める。

第 4 条の 3(試験の一部免除) ①特許庁所属の 7 級以上公務員として 10 年以上特許行政事務に従事した経歴がある人については、第 1 次試験を免除する。

②特許庁の 5 級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として 5 年以上特許行政事務に従事した経歴がある人については、第 1 次試験の全科目を免除し、第 2 次試験の科目中一部を免除するが、免除される科目は大統領令で定める。

③第 1 次試験に合格した人については、次の回にのみ第 1 次試験を免除する。

第 4 条の 4 削除

第 4 条の 5(不正行為者に対する制裁) 特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する人に対しては該当の試験を停止させ、又は合格決定を取消し、その処分をした日から 3 年間試験応試資格を停止する。

1. 試験で不正な行為をした人
2. 試験に関する疎明書類に偽りで書いた人

第 5 条(登録) ①弁理士資格を有した人が弁理士業務を始めようとするときには、特許庁長に登録しなければならない。

② 削除

③弁理士の登録申請とその他登録に必要な事項は、大統領令で定める。

第 5 条の 2(登録拒否) ①特許庁長は、第 5 条第 1 項によって弁理士登録を申請した人が第 4 条各号のいずれか一つに該当すれば登録を拒否しなければならない。

1. 削除
2. 削除

②特許庁長は、公務員として在職中に刑事訴追又は懲戒処分を受けた事実があり、又は職務と関連した違法行為によって退職した人であって弁理士の業務を遂行するのが顕著に不適当だと認めれば、登録を拒否することができる。

③特許庁長は、第 1 項と第 2 項によって登録を拒否したときには、遅滞なくその事由を具体的に明らかにして申請者

に知らせなければならない。

第5条の3(登録取消) 特許庁長は、弁理士が次の各号のいずれか一つに該当するときにはその登録を取消さなければならない。

1. 第4条各号のいずれか一つに該当するとき
2. 登録取消の申請をしたとき
3. 第6条の2第2項によって廃業申告をしたとき
4. 死亡したとき

第6条(登録料) 弁理士登録をしようとする人は、産業通商資源部令で定めるところによって登録料を払わなければならない。

第6条の2(事務所の設置) ①弁理士業務を遂行するための事務所は、弁理士一人当たり1ヶ所のみ設置することができる。

②弁理士が開業、休業又は廃業し、又は事務所を設置、移転あるいは廃止したときには、遅滞なく特許庁長に申告しなければならない。

第6条の3(特許法人の設立) ①弁理士は、業務を組織的・専門的に遂行するために大統領令で定めるところによって3人以上の弁理士を構成員とする特許法人を設立することができる。

②特許法人を設立するときには、構成員となる弁理士が定款を作成して大統領令で定めるところによって特許庁長の認可を受けなければならない。定款を変更するときにもまた同じである。

③特許庁長は、第2項による認可・変更認可の申請を受けた日から10日以内に認可・変更認可の可否を申請人に通知しなければならない。

④特許庁長が第3項で定めた期間内に認可の可否または民願(国民の要望や請願)処理関連法令による処理期間の延長を申請人に通知しなければ、その期間が終わった日の次の日に認可をしたものとみなす。

⑤定款には、次の各号の事項を書かななければならない。

1. 目的、名称、主事務所及び分事務所の所在地
2. 構成員の氏名、住民登録番号及び住所
3. 構成員の会議に関する事項
4. 特許法人の代表に関する事項
5. 資産及び会計に関する事項
6. 存立時期又は解散事由を定めた場合にはその時期又は事由

⑥特許法人は、大統領令で定めるところによって登記しなければならない。

⑦特許法人は、主事務所の所在地で設立登記をすることにより成立する。

第6条の4(特許法人の構成員等) ①特許法人の構成員は、次の各号のいずれか一つに該当すれば当然脱退する。

1. 第4条各号のいずれか一つに該当するとき
2. 第17条又は「弁護士法」第90条による懲戒処分により業務停止処分又は停職処分を受けたとき
3. 定款で決めた事由が発生したとき

②特許法人は、構成員ではない所属弁理士(以下“所属弁理士”という)を置くことができ、所属弁理士を置いた場合と所属弁理士が変更になった場合には、遅滞なく特許庁長に申告しなければならない。

第6条の5(特許法人の事務所等) ①特許法人は分事務所を置くことができ、分事務所には1人以上の構成員が常勤しなければならない。

②特許法人の構成員と所属弁理士は、所属特許法人の事務所外に別に事務所を置き、又は他の特許法人・特許法人(有限)の構成員あるいは所属弁理士になることができない。

第6条の6(特許法人の業務執行方法) ①特許法人は特許法人の名義で業務を遂行し、業務を遂行するときにはその業務を担当する弁理士を指定しなければならない。但し、所属弁理士を業務担当弁理士に指定する場合には、構成員と共同で指定しなければならない。

②第1項によって指定された構成員又は所属弁理士は、該当の業務に関して各自がその特許法人を代表する。

③特許法人が業務に関して作成する文書には特許法人の名義を表示し、その業務を担当する構成員及び所属弁理士が記名捺印しなければならない。

[全文改正 2011.05.24]

第6条の7(特許法人の構成員等の業務制限) ①特許法人の構成員及び所属弁理士は、自己又は第三者のために特許法人の業務範囲に属する業務を遂行することができない。

②特許法人の構成員だった人又は所属弁理士だった人は、その特許法人に属した期間中にその特許法人が受任し、又は受任を承諾した事件に関しては弁理士業務を遂行することができない。但し、その特許法人が同意した場合にはその限りではない。

第6条の8(特許法人設立認可の取消) ①特許庁長は、特許法人が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはその設立認可を取消することができる。但し、第1号又は第2号に該当する場合にはその認可を取消さなければならない。

1. 偽りやその他の不正な方法で第6条の3による認可を受けた場合
2. 第6条の3第1項による構成員数を満たすことができなかつた日から3ヶ月以内に構成員を補充しなかつた場合
3. 第6条の4第2項、第6条の5、第6条の6まで、第11条又は第6条の11で準用する第6条の2第2項、第7条、第7条の2、第8条の2から第8条の4までの規定に違反した場合

②特許庁長は、第1項によって特許法人の設立認可を取消そうとするなら、聴聞をしなければならない。

第6条の9(特許法人の解散) ①特許法人は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には解散する。

1. 定款で定めた解散事由の発生
2. 構成員全員の同意
3. 合併
4. 破産
5. 設立認可の取消

②特許法人が解散したときには、清算人は遅滞なく特許庁長に申告しなければならない。

第6条の10(特許法人の組織変更) ①特許法人(有限)の設立要件を備えた特許法人は、構成員全員の同意があれば特許庁長の認可を受けて、特許法人(有限)で組織変更をすることができる。

②特許法人が第1項により、特許法人(有限)の認可を受けた場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地において特許法人の解散登記及び特許法人(有限)の設立登記をしなければならない。

③第1項による組織変更の場合、特許法人に現存する純財産額が、新たに設立される特許法人(有限)の資本金よりも少ない場合には、第1項による同意があった時の構成員達が連帯してその差額を補充しなければならない。

④第1項により設立された特許法人(有限)の構成員のうち、従前の特許法人の構成員だった者は、第2項による登記をする前に発生した特許法人の債務に対して、登記後2年間の特許法人の構成員として責任を負う。

第6条の11(特許法人の準用規定) ①特許法人に関しては、第6条の2第2項、第7条、第7条の2、第8条、第8条の2から第8条の4まで及び第17条(第17条第2項第4号は除外する)の規定を準用する。

②特許法人に関してこの法で規定した事項以外には「商法」中合弁会社(合名会社)に関する規定を準用する。

第6条の12(特許法人(有限)の設立) ①弁理士は業務を組織的・専門的に遂行するため、大統領令で定めるところにより5人以上の弁理士を構成員とする特許法人(有限)を設立することができる。

②特許法人(有限)を設立するときには構成員となる弁理士が定款を作成し、大統領令で定めるところにより特許庁長の認可を受けなければならない。定款を変更するときにもまた同様である。

③特許庁長は、第2項による認可・変更認可の申請を受けた日から10日以内に認可・変更認可の可否を申請人に通知しなければならない。

④特許庁長が第3項で定めた期間内に認可の可否または民願(国民の要望や請願)処理関連法令による処理期間の延長を申請人に通知しなければ、その期間が終わった日の次の日に認可をしたものとみなす。

⑤定款には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 目的、名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在地
2. 構成員と理事の氏名、住民登録番号及び住所
3. 各構成員の出資座数及び資本金の総額
4. 構成員の会議に関する事項
5. 特許法人(有限)の代表に関する事項
6. 資産及び会計に関する事項
7. 存立時期又は解散事由を定めた場合には、その時期又は理由

⑥特許法人(有限)は大統領令で定めるところにより、登記しなければならない。

⑦特許法人(有限)は主たる事務所の所在地にて設立登記をすることにより成立する。

第6条の13(特許法人(有限)の構成員等) ①特許法人(有限)の構成員は次の各号のいずれかに該当する場合は当然に脱退する。

1. 第4条各号のいずれかに該当するとき
2. 第17条または「弁護士法」第90条による懲戒処分として業務停止処分または停職処分を受けたとき
3. 定款で定めた事由が発生したとき

②特許法人(有限)は所属弁理士を置くことができ、所属弁理士を置いた場合と所属弁理士が変更された場合には、遅滞なく特許庁長に申告しなければならない。

③特許法人(有限)は3人以上の理事を置かなければならない。この場合、次の各号のいずれかに該当する者は理事になることができない。

1. 構成員ではない者
2. 設立認可が取り消された特許法人(有限)の理事であった者(取消事由が発生したとき、理事であった者に限る)で、その取消後3年が経過しない者

第6条の14(特許法人(有限)の事務所など) ①特許法人(有限)は従たる事務所を置くことができ、従たる事務所には1名以上の理事が常勤しなければならない。

②特許法人(有限)の構成員と所属弁理士は所属特許法人(有限)の事務所外に、別に事務所を置いたり、他の特許法人・特許法人(有限)の構成員又は所属弁理士になることができない。

第6条の15(特許法人(有限)の業務執行方法) ①特許法人(有限)は特許法人(有限)の名義で業務を遂行し、業務を遂行するときには、その業務を担当する弁理士を指定しなければならない。この場合、理事ではない構成員や所属弁理士を業務担当弁理士として指定した場合には理事と共同で指定しなければならない。

②第1項により指定された理事、理事ではない構成員又は所属弁理士は、該当業務に関して各自がその特許法人(有限)を代表する。

③特許法人(有限)が業務に関して作成した文書には特許法人(有限)の名義を表示して、その業務を担当する構成員及び所属弁理士が記名捺印しなければならない。

第6条の16(特許法人(有限)の資本金等) ①特許法人(有限)の資本金は3億ウォン以上でなければならない。

②出資1座の金額は1万ウォンとする。

③各構成員の出資座数は1千座以上でなければならない。

④特許法人(有限)は前事業年度末の財務状態表の資産総額から負債総額を差し引いた金額が3億ウォンに達しなければ、不足な金額を毎事業年度終了後6ヶ月以内に増資をするか、構成員の贈与で補填しなければならない。

⑤第4項により贈与を受けた場合には、営業外収益として計上する。

⑥特許庁長は特許法人(有限)が第4項により増資や補填をしなれば、期間を定めて増資や補填を命ずることができる。

第6条の17(特許法人(有限)の他の法人への出資制限等) ①特許法人(有限)は自己資本に100分の50の範囲で大統領令で定める比率を乗じた金額を超過して他の法人に出資したり、他人のための債務保証をしてはならない。

②第1項にて「自己資本」とは前事業年度末の財務状態表の資産総額から負債総額(第6条の18の規定による損害賠償準備金は除く)を差し引いた金額をいう。新たに設立された特許法人(有限)として前事業年度の財務状態表が無い場合には設立当時の納入資本金をいう。

第6条の18(特許法人(有限)の損害賠償準備金等) ①特許法人(有限)は業務を遂行している途中に委任者に損害を与えた場合、その損害に対する賠償責任を保障するための大統領令で定めるところにより、事業年度毎の損害賠償準備金を積立したり、損害賠償責任保険に加入しなければならない。

②第1項の規定による損害賠償準備金又は損害賠償責任保険は特許庁長の承認無しには、損害賠償以外の他の

用途に使用したり、その保険契約を解除または解約してはならない。

第6条の19(特許法人(有限)設立認可の取消) ①特許庁長は特許法人(有限)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立認可を取消することができる。但し、第1号から第4号までのいずれかに該当する場合には、認可を取消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で第6条の12の規定による認可を受けた場合
2. 第6条の12第1項又は第6条の13第3項の規定による構成員又は理事の数を満たせなくなった日から3ヶ月以内に構成員又は理事を補充しなかった場合
3. 理事のうち第6条の13第3項各号のいずれかに該当する者がいる場合。但し、該当事由が発生した日から3ヶ月以内に、その理事を交代した場合は除く。
4. 第6条の16第1項の規定による要件を充足できなくなった日から3ヶ月以内にこれを補完しなかった場合
5. 第6条の13第2項、第6条の14、第6条の15、第6条の16第6項、第6条の17第1項、第6条の18、第11条又は第6条の22で準用する第6条の2第2項、第7条、第7条の2、第8条の2から第8条の4までの規定に違反した場合

②特許庁長は第1項の規定により、特許法人(有限)の設立認可を取消すには聴聞をしなければならない。

第6条の20(特許法人(有限)の解散) ①特許法人(有限)は次の各号のいずれかに該当する場合には解散する。

1. 定款で定めた解散事由の発生
2. 構成員の過半数と総構成員の議決権の4分の3以上の者の同意
3. 合併
4. 破産
5. 設立認可の取消

②特許法人(有限)が解散したときには清算人は遅滞なく特許庁長に申告しなければならない。

第6条の21(特許法人(有限)の会計処理等) ①特許法人(有限)は、この法に定めたことのほかには「株式会社等の外部監査に関する法律」第5条の規定による会計処理基準に基づき会計処理をしなければならない。

②特許法人(有限)は第1項の会計処理基準に基づく財務状態表を作成し、毎事業年度が終わった後3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。

③特許庁長は必要に応じて第2項の規定による財務状態表が適正に作成されたかを検査することができる。

第6条の22(特許法人(有限)の準用規定) ①特許法人(有限)に関しては第6条の2第2項、第6条の7、第7条、第7条の2、第8条、第8条の2から第8条の4まで及び第17条(第17条第2項第4号を除く。)を準用する。

②特許法人(有限)に関して、この法で規定する事項のほかには「商法」のうち有限会社に関する規定を準用する。

第7条(取扱うことができない事件) 弁理士は、相手方の代理人として扱った事件に対しては業務を遂行することができない。

第7条の2(弁理士ではない者等との提携禁止) 弁理士は、第5条、第21条又は第22条を違反した者から特許、実

用新案、デザイン又は商標に関する請託や周旋を受けることができず、これらに自己の名称を使用させることができない。

第8条(訴訟代理人になる資格) 弁理士は、特許、実用新案、デザイン又は商標に関する事項の訴訟代理人になることができる。

第8条の2(品位維持及び誠実・公正義務) 弁理士は、品位を損傷する行為をしてはならず、法令にしたがって誠実・公正にその業務を遂行しなければならない。

第8条の3(名義貸与等の禁止) ①弁理士は、他人に自己の氏名や商号を使用して弁理士業務を遂行させてはならず、資格証や登録証を貸与してはならない。

②誰しも弁理士資格証や登録証の貸与を受けてはならず、これを斡旋してもいけない。

③弁理士は、受任している事件に関して相手方から利益を受けてはならず、利益を要求し、又は約束してもならない。

④弁理士は、争訟中の権利を譲受してはならない。

第8条の4(事務職員) 弁理士は、事務職員を置くことができ、事務職員を指導・監督する責任がある。

第9条(大韓弁理士会の設立等) ①産業財産権制度の発展を図り弁理士の品位向上及び業務改善のために大韓弁理士会(以下“弁理士会”という)を置く。

②弁理士会は、法人とする。

③弁理士会に関してこの法で規定した事項以外には「民法」中、社団法人に関する規定を準用する。

④弁理士会は、特許庁長の承認を受けて支会又は支部を置くことができる。

⑤弁理士会の組織とその他に必要な事項は、大統領令で定める。

第10条(弁理士会の会則) ①弁理士会は、会則を定めて特許庁長の認可を受けなければならない。会則を変更するときにもまた同じである。

②第1項による会則には、次の各号の事項を書かななければならない。

1. 役員と会員に関する事項
2. 会議に関する事項
3. 会則変更に関する事項
4. その他弁理士会の事務処理に必要な事項

第11条(弁理士会の加入義務) 第5条第1項によって登録した弁理士と第6条の3第1項又は第6条の12第1項によって設立された特許法人または特許法人(有限)は、弁理士会に加入しなければならない。

第12条(倫理規定) ①弁理士会は、会員が業務を遂行するとき守るべき職業倫理に関する規定を制定しなければならない。

②会員は、第1項による職業倫理に関する規定を遵守しなければならない。

第 13 条(弁理士会に対する監督) ①特許庁長は、弁理士会を監督する。

②特許庁長は、必要であると認めるときには弁理士会に報告書提出を要求し、又は所属公務員をして弁理士会の業況記録とその他の書類を検査させることができる。

③特許庁長は、第 2 項による検査をしようとするならば、検査 7 日前までに検査の日時、理由及び内容等を含んだ検査計画を関係人に通報しなければならない。但し、緊急に検査しなければならない、又は事前に知らせると証拠隠滅等により検査目的を達成するのが難しいと認めるときには、この限りでない。

④第 2 項によって検査をする公務員は、その権限を表示する証票を持ってこれを関係人に見せなければならず、出入時に氏名、出入時間、出入目的等が表示された文書を関係人に渡さなければならない。

第 14 条(情報公開) ①弁理士会は、依頼人の弁理士選任の便宜のために、第 5 条第 1 項によって登録された弁理士の専門分野、資格取得事項等必要な情報を公開しなければならない。

②第 5 条第 1 項によって登録された弁理士は、第 1 項による情報公開のために必要な情報を弁理士会に提供しなければならない。この場合弁理士は、偽りの情報を提供してはならない。

③特許庁長は、第 1 項による情報公開のために弁理士登録情報を弁理士会に提供することができる。

④第 1 項による情報の公開範囲、公開方法及びその他に必要な事項は、大統領令で定める。

第 15 条(弁理士の研修) ①第 5 条第 1 項によって登録された弁理士は、専門性と倫理意識を高めるために弁理士会が施行する研修教育を大統領令で定める時間以上受けなければならない。但し、疾病・休業等により研修教育を受けるのに適当ではない場合であつて、大統領令で定める場合にはこの限りでない。

②弁理士会は、研修教育の方法、手続き等必要な事項を規定した研修規則を制定して特許庁長の承認を受けなければならない。

③弁理士会は、効率的な教育のために専門教育機関又は団体に研修教育を委託して運営することができる。

④特許庁長は、第 1 項による研修教育のために弁理士登録情報を弁理士会に提供することができる。

第 16 条(弁理士資格・懲戒委員会) ①次の各号の事項を審議又は議決するために特許庁に弁理士資格・懲戒委員会(以下“委員会”という。)を置く。

1. 弁理士試験の科目等、試験に関する事項
2. 弁理士試験選抜人員の決定
3. 弁理士試験の一部免除対象者の要件
4. 弁理士の懲戒に関する事項
5. その他に弁理士の資格取得及び懲戒に関連した重要事項

②委員会は委員長 1 名を含む 9 名の委員で構成する。

③委員会の委員長は特許庁の次長となり、委員は次の各号のいずれかに該当する者のなかから特許庁長が任命又は委嘱する。

1. 特許庁所属公務員
2. 弁理士
3. 大学教授

4. 産業財産権制度に関する学識と経験が豊富な者

④委員会の議決方法は次の各号の区分による。

1. 第 17 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する懲戒：委員会在籍委員の過半数の賛成
2. 第 17 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当する懲戒：委員会在籍委員の 3 分の 2 以上の賛成
3. 第 1 号又は第 2 号以外の事項：委員会在籍委員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成

⑤委員会の委員のうち、公務員でない者は「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員とみなす。

⑥第 1 項から第 5 項までにおける、規定した事項のほかに委員会の運営及びその他に必要な事項は大統領令で定める。

第 17 条(懲戒) ①特許庁長は弁理士がこの法又はこの法の規定による命令に違反する行為をしたときには、委員会の議決により懲戒することができる。

②弁理士に対する懲戒の種類は次の各号のとおりである。

1. 譴責
2. 500 万ウォン以下の過怠料
3. 2 年以内の全部または一部の業務停止
4. 登録取消

③弁理士会は会員である弁理士が第 1 項の規定による懲戒事由があると認定する場合には、証拠書類を添付し特許庁長にその弁理士の懲戒を要求することができる。

④第 1 項の規定による懲戒は懲戒事由が発生した日から 3 年が過ぎればすることができない。

第 17 条の 2(弁護士懲戒処分の効果) 「弁護士法」の規定による弁護士の資格を持って弁理士登録をした者が同法第 90 条第 3 号の規定による懲戒処分または同法第 102 条の規定による業務停止命令を受けた場合には、該当期間の間、弁理士の業務を遂行することができない。

第 18 条(資格停止処分) ①特許庁長は、委員会に懲戒要求された弁理士が第 5 条の 3 第 2 号又は第 3 号によって既に登録が取消された場合には、委員会の議決によって 5 年以内の期間を定めて資格停止を命ずることができる。

②第 1 項による資格停止処分は、その事由が発生した日から 3 年が過ぎればすることができない。

第 19 条 削除

第 20 条 削除

第 21 条(弁理士ではない者の弁理士業務禁止) 弁理士ではない者は、第 2 条による代理業務をすることができない。

第 22 条(類似名称使用禁止) ①弁理士ではない者は、弁理士又はこれと類似した名称を使用することができない。

②特許法人または特許法人(有)でない者は特許法人または特許法人(有)や、これに類似する名称を使用することができない。

第 23 条(盗用及び漏洩の罪) 弁理士か弁理士だった者が、正当な事由なしに仕事上知ることとなった発明者、考案者、創作者、特許出願人又は実用新案・デザイン(意匠)登録出願人の発明、考案または創作の秘密を漏洩し、又は盗用したときには、5 年以下の懲役又は **5 千万ウォン**以下の罰金に処する。

第 24 条(罰則) ①第 8 条の 3(第 6 条の 11 または第 6 条の 22 の規定により準用される場合を含む)又は第 21 条に違反した者は、5 年以下の懲役又は **5 千万ウォン**以下の罰金に処する。

②第 22 条に違反した者は、**2 年以下の懲役または 2 千万ウォン**以下の罰金に処する。

第 25 条(未登録開業禁止) 弁理士資格を有した人が登録をせずに弁理士業務を遂行したなら **2 年以下の懲役または 2 千万ウォン**以下の罰金に処する。

第 26 条(両罰規定) 特許法人・特許法人(有限)の構成員や所属弁理士又は事務職員がその特許法人・特許法人(有限)の業務に関して第 23 条又は第 24 条の違反行為をしたなら、その行為者を罰する外にその特許法人・特許法人(有限)にも該当の条文の罰金刑を科する。但し、特許法人・特許法人(有限)がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

第 26 条の 2(没収・追徴) 第 23 条及び第 24 条の罪を犯した者またはその事情をを知る第三者が受けた金品やその他の利益は没収する。これを没収することができないときにはその価額を追徴する。

第 27 条(過怠料) ①第 15 条第 1 項に違反して研修教育を受けない人には 500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。

第 28 条(業務の委託) 特許庁長はこの法の規定による業務の一部を大統領令の定めるところに従い、弁理士会または試験運営関連専門機関・団体に委託することができる。

第 29 条(規制の見直し) 特許庁長は、次の各号の事項について 2017 年 1 月 1 日から 3 年ごとにその妥当性を検討して改善等の措置を講じなければならない。

1. 第 4 条の規定による弁理士の欠格事由
2. 第 5 条の 2 の規定による弁理士登録の拒否
3. 第 5 条の 3 の規定による弁理士登録の取消
4. 第 6 条の 2 の規定による弁理士事務所を設置
5. 第 9 条および第 10 条の規定による弁理士会の設立および会則の認可
6. 第 13 条の規定による弁理士会に対する監督

附 則

- ①本法は、公布した日から施行する。
- ②本法施行当時弁理士の資格を有した者は、本法による弁理士の資格を有した者と見なす。
- ③檀紀 4253 年 4 月勅令第 9 号「弁理士法を朝鮮に施行する件」はこれを廃止する。

附 則[73.2.8]

- ①(施行日) 本法は、公布した日から施行する。
- ②(経過措置) 本法施行日から 3 年以内に従前の第 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当することになる者に対しては、本法施行後にも従前の規定を適用する。

附 則[76.12.31]

- ①(施行日) 本法は、公布した日から施行する。
- ②ないし⑦省略

附 則[93.3.6]

- 第 1 条(施行日) 本法は、公布した日から施行する。〔但し書き省略〕
- 第 2 条ないし第 5 条 省略

附 則[97.12.13]

本法は、1998 年 1 月 1 日から施行する。〔但し書き省略〕

附 則[99.2.8]

- ①(施行日) 本法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。
- ②(弁理士会に関する経過措置) 本法施行当時従前の規定により設立された弁理士会は、本法による弁理士会とみる。
- ③(懲戒に関する経過措置) 本法施行前の行為に対する懲戒の適用においては、従前の規定による。

附 則[2000.1.28]

- ①(施行日) 本法は、2000 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 3 条及び第 4 条の 3 第 1 項・第 2 項の改正規定は 2001 年 1 月 1 日から施行する。
- ②(資格停止に関する適用例) 第 18 条の改正規定は本法施行後最初に懲戒する分からこれを適用する。

③(弁理士資格自動取得者に関する経過措置) 2000年12月31日以前に特許庁で特許行政事務に従事した者に対しては第3条第1項第3号の改正規定にかかわらず従前の規定を適用する。

④削除

附 則[2002.12.5]

本法は、公布した日から施行する。

附 則[2004.12.31]

本法は、公布した日から施行する。

附 則[2005.3.31]

本法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

附 則[2006.3.3.]

①(施行日) 本法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

②(大韓弁理士会についての経過措置) 本法施行当時に従前の規定により設立された大韓弁理士会は、本法による大韓弁理士会とみなす。

附 則[2007.05.17]

この法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<第8852号、2008.2.29>(政府組織法)

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…<省略>…、付則第6条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から<743>まで省略

<744>弁理士法の一部を下記の通り改正する。

第6条のうち“産業資源部令”を“知識経済部令”にする。

<745>から<760>まで省略

第7条 省略

付 則<第8936号、2008.03.21>

本法は、公布した日から施行する。

付 則<第 9224 号、2008.12.26>

本法は、公布した日から施行する。

付 則<第 10706 号、2011.5.24>

この法は、公布した日から施行する。但し、第 14 条と第 15 条及び第 27 条の改正規定は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則<第 11690 号、2013.3.23>(政府組織法)

第 1 条(施行日)①この法は公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条(他法律の改正) ①から<456>まで省略

<457>弁理士法の一部を次の通り改正する。

第 6 条中“知識経済部令”を“産業通商資源部令”にする。

<458>から<710>まで省略

第 7 条省略

付 則<第 11962 号、2013.7.30>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 4 条第 3 号、第 4 条の 2、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 6 条の 6 から第 6 条の 9 まで、第 6 条の 11、第 12 条、第 17 条の 2、第 23 条及び第 28 条の改正規定は公布した日から施行して、付則第 10 条第 5 項は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(定款記載事項に関する適用例) 第 6 条の 3 第 3 項第 2 号の改定規定は同改定規定施行後、法人設立認可又は定款変更認可を申請する場合から適用する。

第 3 条(構成員等の業務制限に関する適用例) 第 6 条の 7 第 2 項のただし書の改正規定は同改正規定施行後、特許法人が受任もしくは受任を承諾した件から適用する。

第 4 条(特許法人設立認可の取消に関する適用例) 第 6 条の 8 第 1 項のただし書の改定規定は同改定規定後発生する違反行為から適用する。

第 5 条(特許法人に対する懲戒規定準用に関する適用例) 第 6 条の 11 の改定規定は同改定規定施行後発生する違反行為から適用する。

第 6 条(弁理士に対する懲戒の事項に関する適用例) 第 17 条第 4 項の改定規定はこの法施行後発生する違反行為から適用する。

第 7 条(弁理士懲戒処分の効果に関する適用例) 第 17 条の 2 の改定規定は同改定規定施行後「弁理士法」第 90 条第 3 号による懲戒処分又は同法第 102 条による業務停止命令処分を受けた者から適用する。

第 8 条(禁治産者等に対する経過措置) 第 4 条第 3 号の改定規定による被成年後見人及び被限定後見人には法律

第10429号民法一部改定法律付則第2条による禁治産又は限定治産選挙の効力が維持される者を含めることとみる。
 第9条(委員会に関する経過措置) この法施行当時従来の規定による弁理士資格審議委員会及び弁理士懲戒委員会の審議、意見、その他の行為や弁理士資格審議委員会及び弁理士懲戒委員会に対する懲戒要求、その他の行為は第16条の改定規定による委員会の行為又は委員会に対する行為とみる。

第10条(他の法律の改定) ①特許法一部を次の通り改定する。

第42条第1項第2号、第90条第1項第2号、第92条の3第1項第2号、第140条第1項第1号の2、第140条の2第1項第1号の2、第162条第2項第2号の2及び第203条第1項第2号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

②実用新案法一部を次の通り改定する。

第8条第1項第2号及び第22条の3第1項第2号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

③商標法一部を次の通り改定する。

第9条第1項第2号、第25条第2項第1号の2、第46条の2第2項第2号、第77条の2第1項第2号、第77条の25第2項第3号及び第79条第1項第1号の2中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

④デザイン保護法一部を次の通り改定する。

第9条第1項第2号、第29条の2第2項第1号の2、第29条の8第1項第3号、第72条の2第1項第2号、第72条の3第1項第2号及び第72条の26第2項第3号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

⑤法律第11848号デザイン保護法全文改正法律一部を次の通り改定する。

第37条第1項第2号、第68条第2項第2号、第74条第1項第3号、第126条第1項第2号、第127条第1項第2号及び第150条第2項第3号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

⑥外国法諮問司法一部を次の通り改定する。

第34条第3項中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

付 則<第13843号、2016.1.27>

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(欠格事由に関する適用例) 第4条第5号イ目およびロ目の改正規定は、この法施行後、最初に欠格事由が発生した者から適用する。

第3条(弁理士資格取得および登録に関する経過措置) この法の施行前に弁理士試験に合格したか「弁護士法」の規定による弁護士資格を持つ者に対しては第3条、第5条および第5条の2の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

付 則<第14688号、2017.3.21>

第1条(施行日) この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第6条の3及び第6条の12の改正規定は公布後1ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(特許法人等の設立認可及び定款変更認可に関する適用例) 第6条の3及び第6条の12の改正規定は、同改正規定施行以降の設立認可又は定款変更認可を申請する場合から適用する。

付 則<第15022号、2017.10.31>

第 1 条(施行日) この法は公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条から第 13 条まで省略

第 14 条(他の法律の改正) ①から⑩まで省略

⑪弁理士法一部を次のとおりに改正する。

第 6 条の 21 第 1 項のうち、“「株式会社の外部監査に関する法律」第 13 条”を“「株式会社等の外部監査に関する法律」第 5 条”とする。

⑬から⑳まで省略

第 15 条 省略

付 則<第 15092 号、2017.11.28>

この法は公布した日から施行する。

付 則<第 17726 号、2020.12.22>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。